

# 養育費相談支援センター事業

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室（竹林 悟史室長）

## 1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅵ：男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生き育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること												
	1	2	3	4	5	6						
施策大目標 分野	の整備 雇用環境及び就業環境	子どもの健全な育ちを 支援する社会の実現	定 子育て家庭の生活の安	制整備 児童虐待等への支援体	実 母子保健衛生対策の充	自立 総合的な母子家庭等の						

### 施策中目標

1 | 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

### 施策小目標

1 | 母子家庭の母等の就業等の支援を図ること

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

## 2. 現状・問題分析

---

### (1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成18年度）

---

#### ①現状分析

---

平成15年度に雇用均等・児童家庭局が実施した全国母子世帯等調査によると、養育費の取り決めをしている者は34.0%（平成10年度35.1%）、現在も養育費を受けている者が17.7%（同20.8%）と、いずれも低い水準であり、かつ5年前よりも低い数字となっている。このため、養育費確保に向けた支援が大きな課題となっており、養育費の取り決めや確保に関し活用できる制度としては、家事調停制度や強制執行制度等があるが、これらの制度等が利用しにくい現状にある。

#### ②問題点

---

- i 家事調停制度については迅速性がなく、平日、昼間のみしか利用できないこと、調停の過程で親身になって相談できる相手がないこと等の問題がある。
- ii 強制執行制度等については、書式が複雑で労力や手間がかかること、裁判所が土日利用不可であったり、書類の修正等においても説明が不十分である等利用しにくい等の問題がある。

#### ③問題分析

---

手続が長期間にわたったり、利用時間帯等が平日・昼間に限られると、子育てと生計の両方を担う母子家庭の母等にとっては、制度を利用することが困難となる。また、手続を通じた相談者やサポートがないことは、手続が複雑なことにより、手続自体を敬遠してしまう原因となっている。

#### ④事業の必要性

---

以上の問題点から、養育費の取り決め・確保を図っていくためには夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費取り決め調整を行う相談機関が確保されることが必要であり、また家事調停制度や強制執行制度等の活用をサポートする機能を強化することが求められる。そのため、夜間・休日にも利用可能な養育費相談・支援センター（仮称）を創設し、簡易・迅速な養育費取り決めや養育費支払い履行の調整を行ったり、家事調停制度や強制執行制度等の活用に関して相談等の支援を行ったりすることが、養育費の確保、ひいては、母子家庭等の自立を促進するため必要である。

### (2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

---

#### ①現状分析

---

平成18年度に雇用均等・児童家庭局が実施した全国母子世帯等調査によると、養育費の取り決めをしている者は38.8%（平成15年度34.0%）、現在も養育費を受けている者が19.0%（同17.7%）となっている。

養育費相談支援センターの相談件数であるが、平成19年度（10月実施）は1,540件であったが、平成20年度は3,193件、平成21年度は5,162件と大幅に増加している。

## ②問題点

養育費の取り決めをしている者及び現在も養育費を受けている者はわずかに上昇しているところであるが、いずれも、まだ低い水準にある。

## ③問題分析

養育費の相談機関や手続きの方法などが分かりにくいことから、引き続き、養育費の取り決め等に関する相談対応や養育費相談にあたる人材育成のための研修等を行うことにより、養育費についての取り決めや、養育費の履行確保を促進することが重要である。

## ④事業の必要性

①～③を踏まえ、養育費は、子どもが心身ともに健やかに育成される上で大切なものであることから、引き続き、養育費相談支援センター事業を実施する必要がある。

（現状・問題分析に関連する指標）

		H17	H18	H19	H20	H21
1	養育費の取り決めをしている割合 (H15 34.0%)	—	38.8%	—	—	—
2	現在も養育費を受けている割合 (H15 17.7%)	—	19.0%	—	—	—
3	養育費相談支援センターの相談件数	—	—	1,540件 (10月～)	3,193件	5,162件
（調査名・資料出所、備考等） ○1. 2については、「全国母子家庭等調査」（家庭福祉課調べ） ○3. については、養育費相談支援センター調べ						

（参考統計の動き）

		H17	H18	H19	H20	H21
1	離婚件数	261,917	257,475	254,832	251,136	253,408
（調査名・資料出所、備考等） 平成21年人口動態統計月報年計						

### 3. 事業の内容

---

#### (1) 実施主体

---

企画競争を実施し、契約候補者を選定（民間団体等）

#### (2) 概要

---

養育費の取り決め等に関する相談対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

##### (1) 養育費相談支援事業

- ・全国の母子家庭等を対象に電話・電子メール等による養育費相談を実施
- ・都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた相談のうち困難事例に対し、電話等による相談支援を実施

##### (2) 研修事業

- ・母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員等、地域において養育費に係る業務に従事している者を対象とする研修

##### (3) 情報提供事業

- ・ホームページ、パンフレット等による、養育費の支払いや手続き等の情報提供や周知啓発等の実施

#### (3) 目標

---

養育費の取り決め率及び養育費の受給率を増加させる。

#### (4) 予算

---

会計区分：一般会計

平成23年度予算要求（拡充に係る分）：60百万円

養育費相談支援センター事業全体に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
71百万円	68百万円	68百万円	62百万円	60百万円

## 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

---

### （1）必要性の評価

---

近年の離婚件数の増加等により母子家庭等のもとで監護、養育される子どもたちが増えて  
いるが、その健全な育成は次世代育成支援の観点からも大変重要である。このため、母子家  
庭等の養育費を確保することによりその自立を支援することには、行政が関与する必要があ  
る。

また、養育費確保策については、地方自治体における取組が進んでいないことから、まず  
は国が主導的に行う必要がある。

### （2）有効性の評価

---

委託を受けた団体等が事業を実施→母子家庭等が養育費相談支援センター等を活用→母子  
家庭等の養育費に関する取り決め率及び受給率が増加→母子家庭等の自立

母子家庭等の養育費に関する取り決め率及び受給率が増加し、母子家庭等の自立を促進す  
る効果が期待される。

### （3）効率性の評価

---

当該事業を行わない場合、利用しにくい制度等を理由に、養育費の受給率は低調なままで  
あり、母子家庭等の自立の促進が図られないが、当該事業を行った場合、簡易・迅速な養育  
費取り決め調整等を行うことにより、養育費の受給率の増加が見込め、ひいては母子家庭等  
の自立を促進するものであり、適正な手段である。

本事業の実施により、養育費を確保する母子家庭等が増加することが見込めることから、  
母子家庭等の自立の促進が効率的に図られるものと考えている。

## 5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

---

### （1）有効性の評価

---

#### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

---

養育費相談支援センター事業を実施する。

→母子家庭等を対象に養育費相談を実施するとともに、都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた相談のうち、困難事例に対し電話等による相談支援を実施。

→母子家庭等の養育費に関する取り決め率及び受給率が増加する。

→母子家庭等の自立が図られる。

#### ②有効性の評価

---

養育費相談支援センターの相談件数の指標をみると、養育費を確保する母子家庭等が増加することが見込める。

#### ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

なし

### （2）効率性の評価

---

#### ①効率性の評価

---

養育費相談支援センターにおいて母子家庭等を対象に養育費相談を実施するとともに、都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた相談のうち、困難事例に対し電話等による相談支援を実施することにより、全国的な養育費相談対応が実施でき、効率性が高いものと期待されている。

#### ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

なし

### （3）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

特になし

### （4）政策等への反映の方向性

---

養育費相談支援センターの相談件数は増加しているが、養育費の取り決めをしている者及び現在も養育費を受けている者の水準は低いことから、平成23年度予算概算要求において、所用の予算を要求する。

## 6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	養育費の取り決めをしている割合 (H15 34.0%)	—	38.8%	—	—	—
達成率		—	—	—	—	—
2	現在も養育費を受けている割合 (H15 17.7%)	—	19.0%	—	—	—
達成率		—	—	—	—	—
3	養育費相談支援センターの相談件数		—	1,540件 (10月～)	3,193件	5,162件
達成率		—	—	—	—	—
<b>【調査名・資料出所、備考等】</b> ○1. 2については、「全国母子家庭等調査」（家庭福祉課調べ） ○3. については、養育費相談支援センター調べ						

## 7. 特記事項

---

### (1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

---

①  有・無

---

② 具体的記載

---

「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」（第173回国会内閣提出第29号）

○衆議院：児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

4. 児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和60年法律第48号）における父の所得による支給制限措置に係る改正規定については、ひとり親家庭の生活の安定及びひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長に資するよう、今後、養育費相談支援センターをはじめとする養育費の確保に係る取組を一層推進するとともに、その取組みの効果等を踏まえ、当該規定の在り方について検討すること。

### 各種計画等政府決定等の該当

---

①  有・無

---

② 具体的記載

---

「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）

□養育費の確保

- ・養育費相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員が、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うとともに、養育費相談支援センターにおいて相談員の研修等を実施します。

### (2) 審議会の指摘

---

① 有・ 無

---

② 具体的内容

---

### (3) 研究会の有無

---

① 有・ 無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

### (4) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(5) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(6) その他

---